

(別紙)

令和5年度新潟県相談支援従事者現任研修実施要領

1 趣 旨

新潟県相談支援従事者研修実施要綱に基づく相談支援従事者現任研修の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 研修の目的

本研修は、相談支援に従事し一定の経験を有する者が、相談支援業務の遂行に必要な知識および援助技術の基本を再確認し、日常の業務を検証し援助技術の研鑽を行うなど、資質の向上を図ることを目的とする。併せて、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援従事者への助言・指導等を実施するなど、中核的な役割を果たしていく人材を養成することを目的とする。

3 実施機関

一般社団法人新潟県相談支援専門員協会（所在地：新潟県佐渡市上新穂 646－9）

4 期 日

【講 義】令和5年12月6日（水）

【演 習】令和5年12月7日（木）、令和6年1月11日（木）、2月8日（木）

※全日程、Zoom を活用したオンライン開催とする。

5 日 程

別表のとおり

6 受講対象者

- (1) 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む）しており、一定の経験を有する者

具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めない（旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者）。

- ※ 指定に係る相談支援事業所の相談支援専門員においては、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度以降5年度ごとに本研修を受講しなければならない

(平成 24 年厚生労働省告示第 225 号、第 226 号、第 227 号)。
別 紙 2 「相談支援従事者現任研修の受講年度について」を参照。

(2) その他

- ア 基幹相談支援センターの相談支援専門員
- イ 市町村の障害福祉担当者
- ウ 地域振興局健康福祉（環境）部等県職員

7 定員

120 人

8 受講申込み

(1) 申込み方法

新潟県電子申請システムによるオンライン申込み。申込みにあたっては、法人等の代表者の推薦を受けていること。

なお、6（2）のイ及びウの受講対象者は、講義部分（12月6日）のみの受講が可能です（修了証書は交付されません）。

【オンライン届出方法について】

- ①新潟県ホームページの「相談支援従事者研修のご案内」のページから新潟県電子申請システムに（若しくは下記（2）申込み先及び申込み締切りに記載の URL から）アクセスし、「令和 5 年度新潟県相談支援従事者現任研修の申込み」を選択する。
 - ②利用者ログイン画面が表示される。一度利用者登録をすると、オンラインでの手続きが簡素化されるため、利用者登録することを推奨（利用者登録はしなくても申請可能。）。
 - ③申請画面にアクセスし、必要事項を入力し、確認へ進み、申込みと申込み完了ページが表示される。
 - ④整理番号とパスワード等が記載された受付完了メールが送信される。
- ※届出の内容が誤っていた場合には県障害福祉課（担当：在宅支援係 福井）まで連絡すること。

(2) 申込み先及び申込み締切り

下記 URL から新潟県電子申請システムを利用して申込みを実施。

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6385

申込み締切り 令和 5 年 10 月 5 日（木）

9 受講者の決定

- (1) 申込者多数の場合は、受講者数の調整を行うことがある。
- (2) 受講者決定後、10 月中旬を目途に当該機関の長宛てに県障害福祉課より受講可否通知を発

送する。受講可否通知が届かない場合は、県障害福祉課（担当：在宅支援係 福井）まで連絡すること。

10 研修会費用

参加費は受講決定時に通知する指定口座へ振り込むこと（10,000円）。

11 事前課題の提出について

受講者は、「演習 個別相談支援とケアマネジメント」内で使用する課題を、令和5年11月22日（水）を期限として提出する。課題の詳細については、受講決定通知発送時に合わせて通知する。

12 留意事項

- (1) 修了証書の交付にあたっては、全日程の受講を条件とし、遅刻・途中退席は原則認めない。
- (2) 公共交通機関の遅れ等により、やむを得ず遅刻・欠席をする際は必ず下記に連絡をする。手話通訳や要約筆記など配慮が必要な方についても下記に連絡を行うこととする。
(連絡先：（一社）新潟県相談支援専門員協会 事務局 TEL 0259-58-9150)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の発生状況により、本研修の中止・変更等を行う場合がある。

13 問い合わせ先

- (1) 研修の申込みに関することについて（申込み状況の確認、申込み内容の修正等）
新潟県福祉保健部 障害福祉課 在宅支援係（担当：福井）
電 話：025-280-5228
電子メール：ngt040260@pref.niigata.lg.jp
- (2) 研修の実施に関することについて（研修期間中の欠席連絡、課題の問合せ等）
新潟県相談支援専門員協会 事務局（相談支援センターそらうみ）
電 話：0259-58-9150
電子メール：kyoukai@ng-soudan.com